

日田市規則第53号

日田市児童手当等事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年9月27日

日田市長

棕野 美智子

日田市児童手当等事務処理規則の一部を改正する規則

日田市児童手当等事務処理規則（平成24年規則第131号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
日田市児童手当事務処理規則 （趣旨） 第1条 この規則は、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に基づく児童手当の支給等に関して、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （文書の取扱い） 第2条 請求者、受給者又はその他の関係者から提出された児童	日田市児童手当等事務処理規則 （趣旨） 第1条 この規則は、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に基づく児童手当等（児童手当及び法附則第2条第1項の給付をいう。以下同じ。）の支給等に関して、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （文書の取扱い） 第2条 請求者、受給者又はその他の関係者から提出された児童

手当に関する請求書、届書等の内容を確認し、その記載事項に軽微かつ明白な誤りがある場合において、これを容易に補正できるものであるときは、適宜その誤りを補正して受理するものとする。

2 略

(父母指定者指定届の処理等)

第4条 市長は、児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下「府令」という。）第1条の3の規定による届出があったときは、児童手当父母指定者指定届受領証を当該届出者に交付するものとする。

(一般受給資格者に係る認定請求書の処理)

第5条 市長は、府令第1条の4第1項の規定による児童手当認定請求書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、受給資格があると認めたときは児童手当認定通知書を、受給資格がないものと認めたときは児童手当認定請求却下通知書を、様式第1号により当該請求者に通知するものとする。

(一般受給者に係る額改定認定請求書の処理)

第7条 市長は、府令第2条第1項の規定による児童手当額改定

手当等に関する請求書、届書等の内容を確認し、その記載事項に軽微かつ明白な誤りがある場合において、これを容易に補正できるものであるときは、適宜その誤りを補正して受理するものとする。

2 略

(父母指定者指定届の処理等)

第4条 市長は、児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下「府令」という。）第1条の3の規定による届出があったときは、児童手当・特例給付父母指定者指定届受領証を当該届出者に交付するものとする。

(一般受給資格者に係る認定請求書の処理)

第5条 市長は、府令第1条の4第1項の規定による児童手当・特例給付認定請求書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、受給資格があると認めたときは児童手当認定通知書又は特例給付認定通知書を、受給資格がないものと認めたときは児童手当認定請求却下通知書又は特例給付認定請求却下通知書を、様式第1号により当該請求者に通知するものとする。

(一般受給者に係る額改定認定請求書の処理)

第7条 市長は、府令第2条第1項の規定による児童手当・特例

認定請求書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、手当額を改定すべきと認めたときは児童手当額改定通知書を、手当額を改定しないものと認めたとときは児童手当改定請求却下通知書を、様式第3号により当該請求者に通知するものとする。

(一般受給者に係る額改定届の処理)

第8条 市長は、府令第3条第1項の規定による児童手当額改定届の提出を受けた場合は、当該届書の記載事項等により届出に係る事実があると認めたとときは児童手当額改定通知書を様式第3号により当該届出者に通知し、届出に係る事実がないものと認めたとときは当該届書を当該届出者に返戻するものとする。

(職権に基づく額改定の処理)

第11条 市長は、府令第3条第1項の規定による児童手当額改定届又は同条第2項の規定による児童手当額改定届（施設等受給者用）の提出がない場合であっても、公簿等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第22条第1項の規定により当該書類と同一の内容を含む同法第2条第8項に規定する特定個人情報情報の提供を受けることを含む。以下同じ。）によって手当額を減額すべき

給付額改定認定請求書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、手当額を改定すべきと認めたとときは児童手当額改定通知書又は特例給付額改定通知書を、手当額を改定しないものと認めたとときは児童手当改定請求却下通知書又は特例給付改定請求却下通知書を、様式第3号により当該請求者に通知するものとする。

(一般受給者に係る額改定届の処理)

第8条 市長は、府令第3条第1項の規定による児童手当・特例給付額改定届の提出を受けた場合は、当該届書の記載事項等により届出に係る事実があると認めたとときは児童手当額改定通知書又は特例給付額改定通知書を様式第3号により当該届出者に通知し、届出に係る事実がないものと認めたとときは当該届書を当該届出者に返戻するものとする。

(職権に基づく額改定の処理)

第11条 市長は、府令第3条第1項の規定による児童手当・特例給付額改定届又は同条第2項の規定による児童手当額改定届（施設等受給者用）の提出がない場合であっても、公簿等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第22条第1項の規定により当該書類と同一の内容を含む同法第2条第8項に規定する特定個人情報情報の提供を受けることを含む。以下同じ。）によって手当額

ものと確認したときは、職権に基づいてその額を改定し、手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）が一般受給者の場合には児童手当額改定通知書を様式第3号により、施設等受給者の場合には児童手当額改定通知書（施設等受給者用）を様式第4号により当該受給者に通知するものとする。

（一般受給者に係る現況届の処理）

第12条 市長は、府令第4条第1項の規定による児童手当現況届の提出を受けたとき、又は同令第4条第3項の規定により現況届の提出を省略させたときは、次により処理するものとする。

(1) 当該届書の記載事項又は公簿等により確認した情報等により審査し、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第14条第1項又は第2項の規定により認定の請求があつたものとみなされる場合に該当すると認めたとときは、児童手当認定通知書を様式第1号により当該届出者又は受給者に通知すること。

(2) 当該届書の記載事項又は公簿等により確認した情報等により審査し、支給事由が消滅したものと確認したときは、当該届書又は公募等による確認をもって当該手当の認定を取り消し、児童手当支給事由消滅通知書を様式第5号により当該届出者又は受給者に通知すること。

を減額すべきものと確認したときは、職権に基づいてその額を改定し、手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）が一般受給者の場合には児童手当額改定通知書又は特例給付額改定通知書を様式第3号により、施設等受給者の場合には児童手当額改定通知書（施設等受給者用）を様式第4号により当該受給者に通知するものとする。

（一般受給者に係る現況届の処理）

第12条 市長は、府令第4条第1項の規定による児童手当・特例給付現況届の提出を受けたとき、又は同令第4条第3項の規定により現況届の提出を省略させたときは、次により処理するものとする。

(1) 当該届書の記載事項又は公簿等により確認した情報等により審査し、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第14条第1項又は第2項の規定により認定の請求があつたものとみなされる場合に該当すると認めたとときは、児童手当認定通知書又は特例給付認定通知書を様式第1号により当該届出者又は受給者に通知すること。

(2) 当該届書の記載事項又は公簿等により確認した情報等により審査し、支給事由が消滅したものと確認したときは、当該届書又は公募等による確認をもって当該手当の認定を取り消し、児童手当支給事由消滅通知書又は特例給付支給事由消滅通知書を様式第5号により当該届出者又は受給者に通知する

(受給事由消滅届の処理及び職権に基づく消滅)

(施設等受給者用)の提出を受けた場合は、届出者が一般受給者の場合には児童手当支給事由消滅通知書を様式第5号により、施設等受給者の場合には児童手当支給事由消滅通知書(施設等受給者用)を様式第6号により当該届出者に通知するものとする。

如
三

第15条 児童手当の支払（法第8条第4項ただし書の場合を除

第14条 市長は、府令第7条第1項の規定による児童手当・特例給付受給事由消滅届又は同条第2項の規定による児童手当受給事由消滅届（施設等受給者用）の提出を受けた場合は、届出者が一般受給者の場合には児童手当支給事由消滅通知書又は特例給付支給事由消滅通知書を様式第5号により、施設等受給者の場合には児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）を様式第6号により当該届出者に通知するものとする。



第15条 児童手当等の支払（法第8条第4項ただし書の場合を除

く。)は、同項本文に規定する支払期月の10日までに行うものとする。

- 2 児童手当の支払は、日田市が指定する金融機関を通じ口座振替の方法で行うものとする。ただし、市長が口座振替の方法によることが適当でないと認める場合は、この限りでない。

(未支払請求書の処理)

第16条 市長は、府令第9条第1項の規定による未支払児童手当請求書又は同条第2項の規定による未支払児童手当請求書（施設等受給資格者用）の提出を受けた場合は、次により処理するものとする。

- (1) 当該請求書の記載事項等を審査し、未支払の児童手当を支給するものと決定したときは、一般受給資格者に係る請求の場合には未支払児童手当支給決定通知書を様式第7号により、施設等受給資格者に係る請求の場合には未支払児童手当支給決定通知書（施設等受給者用）を様式第8号により当該請求者に通知すること。

- (2) 当該請求書の記載事項等を審査し、請求を却下するものとするときは、一般受給資格者に係る請求の場合には未支払児童手当請求却下通知書を様式第7号により、施設等受給資格者に係る請求の場合には未支払児童手当請求却下通知書（施設等受給者用）を様式第8号により当該請求者に通知すること。

く。)は、同項本文に規定する支払期月の10日までに行うものとする。

- 2 児童手当等の支払は、日田市が指定する金融機関を通じ口座振替の方法で行うものとする。ただし、市長が口座振替の方法によることが適当でないと認める場合は、この限りでない。

(未支払請求書の処理)

第16条 市長は、府令第9条第1項の規定による未支払児童手当・特例給付請求書又は同条第2項の規定による未支払児童手当請求書（施設等受給資格者用）の提出を受けた場合は、次により処理するものとする。

- (1) 当該請求書の記載事項等を審査し、未支払の児童手当等を支給するものと決定したときは、一般受給資格者に係る請求の場合には未支払児童手当支給決定通知書又は未支払特例給付支給決定通知書を様式第7号により、施設等受給資格者に係る請求の場合には未支払児童手当支給決定通知書（施設等受給者用）を様式第8号により当該請求者に通知すること。

- (2) 当該請求書の記載事項等を審査し、請求を却下するものとするときは、一般受給資格者に係る請求の場合には未支払児童手当請求却下通知書又は未支払特例給付請求却下通知書を様式第7号により、施設等受給資格者に係る請求の場合には未支払児童手当請求却下通知書（施設等受給者用）を様式第8号により当該請求者に通知すること。

(支払の一時差止め等)

第17条 市長は、法第10条の規定により児童手当の額の全部若しくは一部を支給しないこととしたとき又は法第11条の規定により児童手当の支払を一時差し止めることとしたときは、受給者が一般受給者の場合には児童手当支払差止通知書を様式第9号により、施設等受給者の場合には児童手当支払差止通知書（施設等受給者用）を様式第10号により当該受給者に通知するものとする。

(処分の取消し)

第18条 市長は、児童手当の支給についての認定、児童手当の額の改定、支払の一時差止めその他の処分に関し、誤りがあったときは、速やかにその処分を取り消すとともに、適切に新たな処分を行うものとし、当該取消しは、文書をもって請求者又は受給者（以下「請求者等」という。）に通知するものとする。

(寄附に係る事務処理)

第19条 請求者等からの法第20条の規定による寄附の申出は、毎支払期月の前月15日までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当を対象として寄附がされるものとする。

(支払の一時差止め等)

第17条 市長は、法第10条の規定により児童手当の額の全部若しくは一部を支給しないこととしたとき又は法第11条の規定により児童手当の支払を一時差し止めることとしたときは、受給者が一般受給者の場合には児童手当支払差止通知書又は特例給付支払差止通知書を様式第9号により、施設等受給者の場合には児童手当支払差止通知書（施設等受給者用）を様式第10号により当該受給者に通知するものとする。

(処分の取消し)

第18条 市長は、児童手当の支給についての認定、児童手当の額の改定、支払の一時差止めその他の処分に関し、誤りがあったときは、速やかにその処分を取り消すとともに、適切に新たな処分を行うものとし、当該取消しは、文書をもって請求者又は受給者（以下「請求者等」という。）に通知するものとする。

(寄附に係る事務処理)

第19条 請求者等からの法第20条の規定による寄附の申出は、毎支払期月の前月15日までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当を対象として寄附がされるものとする。

- 2 府令第12条の9の規定による申出書（以下この条において「申出書」という。）が提出された場合は、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の毎支払期月に請求者等に支給される児童手当の額（法第21条又は第22条の規定に基づく徴収等がある場合は、当該徴収される額を控除した額）のうち、申出書に記載された寄附の金額に相当する額を、市長が請求者等に代わって受領し、これを寄附するものとする。
- 3 前項に定める寄附が行われたときは、市長は、児童手当に係る寄附受領証明書を様式第11号により請求者等に送付するものとする。
- 4 請求者等が、寄附の内容を変更し、又は寄附を撤回しようとする場合の申出は、寄附が受領される前に行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当を対象とする。
- （受給資格者の申出による学校給食費等の費用の徴収等に係る事務処理）
- 第20条 請求者等からの法第21条の規定による学校給食費等の費用の支払の申出は、毎支払期月の前月15日までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当を対象として当該費用の徴収等を行うものとする。
- 2 府令第12条の10の規定による申出書（以下この条において「申出書」という。）が提出された場合は、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の毎支払期月に請求者等に支給

- 2 府令第12条の9の規定による申出書（以下この条において「申出書」という。）が提出された場合は、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の毎支払期月に請求者等に支給される児童手当等の額（法第21条又は第22条の規定に基づく徴収等がある場合は、当該徴収される額を控除した額）のうち、申出書に記載された寄附の金額に相当する額を、市長が請求者等に代わって受領し、これを寄附するものとする。
- 3 前項に定める寄附が行われたときは、市長は、児童手当に係る寄附受領証明書又は特例給付に係る寄附受領証明書を様式第11号により請求者等に送付するものとする。
- 4 請求者等が、寄附の内容を変更し、又は寄附を撤回しようとする場合の申出は、寄附が受領される前に行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象とする。
- （受給資格者の申出による学校給食費等の費用の徴収等に係る事務処理）
- 第20条 請求者等からの法第21条の規定による学校給食費等の費用の支払の申出は、毎支払期月の前月15日までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象として当該費用の徴収等を行うものとする。
- 2 府令第12条の10の規定による申出書（以下この条において「申出書」という。）が提出された場合は、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の毎支払期月に請求者等に支給

される児童手当の額（法第20条の規定に基づく寄附金額又は法第22条の規定に基づく徴収額がある場合は、それらの額を控除した額。以下この条において同じ。）のうち、申出書に記載された学校給食費等の費用の額に相当する額について徴収等を行うものとし、請求者等に対しては、児童手当の額から当該徴収等の額を控除した額を支払うものとする。

3 前項に定める徴収等が行われたときは、市長は、児童手当に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書を様式第12号により請求者等へ送付するものとする。

4 請求者等が申出書の内容を変更し、又は、申出書を撤回しようとする場合は、学校給食費等の徴収等が行われる前に行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当を対象とする。

（児童手当からの保育料の特別徴収に係る事務処理）

第21条 市長は、法第22条の規定に基づき、児童手当から保育料を徴収（以下「特別徴収」という。）するときは、保育料特別徴収通知書を様式第13号により特別徴収の対象者にあらかじめ送付するものとする。

2 略

3 特別徴収の額は、毎支払期月に支給される児童手当の額（法第20条の規定に基づく寄附金額又は法第21条の規定に基づく徴

される児童手当等の額（法第20条の規定に基づく寄附金額又は法第22条の規定に基づく徴収額がある場合は、それらの額を控除した額。以下この条において同じ。）のうち、申出書に記載された学校給食費等の費用の額に相当する額について徴収等を行うものとし、請求者等に対しては、児童手当の額から当該徴収等の額を控除した額を支払うものとする。

3 前項に定める徴収等が行われたときは、市長は、児童手当に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書又は特例給付に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書を様式第12号により請求者等へ送付するものとする。

4 請求者等が申出書の内容を変更し、又は、申出書を撤回しようとする場合は、学校給食費等の徴収等が行われる前に行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当を対象とする。

（児童手当等からの保育料の特別徴収に係る事務処理）

第21条 市長は、法第22条の規定に基づき、児童手当等から保育料を徴収（以下「特別徴収」という。）するときは、保育料特別徴収通知書を様式第13号により特別徴収の対象者にあらかじめ送付するものとする。

2 略

3 特別徴収の額は、毎支払期月に支給される児童手当等の額（法第20条の規定に基づく寄附金額又は法第21条の規定に基づ

収額がある場合は、それらの額を控除した額。以下この条において同じ。) から徴収するものとし、特別徴収の対象者に対しては、児童手当の額から当該特別徴収の額を控除した額を支払うものとする。

(受給者情報等の保存期間)

第22条 児童手当の支給等に係る事務に用いる受給者情報、父母指定者管理情報並びに請求書及び届書等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間保存するものとする。

- (1) 略
- (2) 父母指定者管理情報 父母指定者に児童手当が支給されなくなった日の属する年度の翌年度から5年
- (3)～(7) 略

く徴収額がある場合は、それらの額を控除した額。以下この条において同じ。) から徴収するものとし、特別徴収の対象者に対しては、児童手当の額から当該特別徴収の額を控除した額を支払うものとする。

(受給者情報等の保存期間)

第22条 児童手当の支給等に係る事務に用いる受給者情報、父母指定者管理情報並びに請求書及び届書等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間保存するものとする。

- (1) 略
- (2) 父母指定者管理情報 父母指定者に児童手当が支給されなくなった日の属する年度の翌年度から5年
- (3)～(7) 略

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。